

## ちびっ子のみんな、遊びに来てね！ 子ども未来館リニューアルオープン

問 保育課 本 3階 TEL (23) 8601  
問 子ども未来館 TEL (47) 4125

トコトコ大田原の2階にある子ども未来館では、「地域の自然」をひとつのテーマに遊具を追加整備し、6月10日にリニューアルオープンしました。

この遊具は大田原信用金庫の協力による信金中央金庫からの企業版ふるさと納税寄附金を活用して整備したものです。

開館から10年という節目を迎えるにあたり、那須五峰や八溝山を模した背景のどきどきクライムなどワクワクドキドキの遊具が盛りだくさんに整い、遊びのバリエーションが充実しました。

新型コロナウイルス感染症対策として、クール制※などの利用制限や、名簿への記入・検温の実施・マスク着用などの感染防止対策を徹底した上で開館していますので、ご利用の際はご協力をお願いします。

※クール制…1日を4クールに分けての入替制(1クール1時間30分)

各クールごとに定員を超えた場合はご利用できない場合がありますのでご注意ください。



大人気の大型遊具や幼児も安心して遊べるスペースがあります。ぜひ遊びに来てください！



# 大田原市 人事行政の運営状況

問総務課 **本**6階 TEL(23)8702

## 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

		職員数(人)		増減	主な増減理由
		R3	R4		
一般行政部門	議会	6	6		
	総務	137	134	▲ 3	①
	税務	37	36	▲ 1	②
	民生	97	93	▲ 4	③
	衛生	38	40		④
	労働	2	2		
	農林水産	35	35		
	商工	8	8		
	土木	49	50	1	⑤
	小計	409	404	▲ 5	
特別行政部門	教育	90	91	1	⑥
	小計	90	91	1	
公営企業等 会計部門	水道	9	10	1	⑦
	下水道	13	13		
	その他	38	38		
	小計	60	61	1	
合計		559	556	▲ 3	

## 職員の任用状況 (令和4年4月1日現在)

- ・競争試験による採用者数 20人
- ・その他 1人

## 職員の退職状況 (令和3年度中)

- ・定年退職 17人
- ・応募認定退職 3人
- ・普通退職 6人
- 計 26人

## 主な増減理由

- ①育児休業などの職員の減
- ②再任用職員の配置による減
- ③退職職員の不補充による減
- ④ワクチン接種業務の増加のため
- ⑤住宅関連業務の充実に伴う増
- ⑥国体準備の充実に伴う増
- ⑦水道事業の充実に伴う増

※職員数は、地方公務員の身分を有する休職者・派遣職員を含み、市長・副市長、教育長、臨時・非常勤職員、任期付職員、会計年度任用職員、一部事務組合への派遣職員を除く。

## 定員適正化計画の概要および進捗状況

●計画期間…令和3年度～令和7年度の5年間

### ●基本方針の概要

- ①基準年度の令和2年4月1日現在の職員数568人を、令和7年4月1日現在で543人とし、25人(4.4%)の純減とします。
- ②職員定数の削減は、退職者の不補充や、市政の課題や市民ニーズに適切に対応するための柔軟な人材配置を行いつつ、計画的な職員採用により行います。
- ③職員定数削減と市民サービス向上の両立を図るため、民間委託の推進、指定管理者制度による市施設の管理運営など、民間事業者を活用した取り組みを積極的に行います。

### ●進捗状況の概要

期日	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1	
職員数(人)	計画(A)	560	555	549	549	543
	実績(B)	559	556			
計画と実績の差(B)-(A)		▲1	1			

※実績職員数は、地方公務員の身分を有する休職者・派遣職員を含み、市長・副市長、教育長、臨時・非常勤職員、任期付職員、会計年度任用職員、一部事務組合への派遣職員を除く。

## 人事評価の実施状況

本市では、公平な評価によって職員の能力開発と業務改善を促し、公務効率の向上および組織の活性化を図ることを目的とした人事評価制度を導入しています。

- 能力評価…職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価しています。
- 業績評価…職員があらかじめ設定した業務目標の達成度またはその他設定目標以外の取り組みにより、その業務上の業績を客観的に評価しています。
- 被評価者の範囲…人事評価の対象となる職員は、評価期間に在職する一般職の職員としています。
- 評価期間…毎年4月1日～9月30日を上期とし、10月1日～翌年の3月31日を下期としています。
- 人事評価の結果の活用…人事評価の結果は、被評価者の給与、その他の人事管理の基礎として活用しています。評価者は、人事評価の結果を職員の人材育成に積極的に活用するよう努めています。

## 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(令和3年1月1日)	歳出額(千円)	人件費(千円)	人件費率	令和元年度の人件費率
令和2年度	70,482人	44,107,933	5,076,098	11.5%	15.4%

## 職員の給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数(A)	給与費(千円)				1人当たり給与費(B)/(A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
令和2年度	506人	1,958,469	360,458	819,407	3,138,334	6,202千円

※一般行政部門と教育部門の一般職の給与費の決算額です。職員手当には退職手当を含みません。

## 職員の平均給料月額・平均給与月額・平均年齢の状況

(令和3年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
大田原市	312,700円	363,356円	40.7歳	306,400円	332,976円	51.3歳
国	325,827円		43.0歳	286,947円		50.9歳

※「給与」は「給料」に「諸手当」を加えたものです。

## 職員の初任給の状況

(令和3年4月1日現在)

区分	大田原市(国)
一般行政職	大学卒 182,200円 (182,200円)
	高校卒 150,600円 (150,600円)

## 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(令和3年4月1日現在)

経験年数		10年	20年	25年	30年
一般行政職	大学卒	259,136円	347,886円	379,717円	406,976円
	高校卒	—	303,725円	354,300円	385,014円

※経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合、採用後の年数をいいます。

## 一般行政職の級別職員数の状況

(令和3年4月1日現在)

区分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職務内容	部長など	課長など	課長など・総括主幹など	主幹・副主幹	係長・主査	主査	主任主事など	主事など
職員数(人)	13	26	24	67	58	146	30	39
構成比(%)	3.2	6.5	6.0	16.6	14.4	36.2	7.4	9.7

## 主な職員手当の状況(1)

(令和3年4月1日現在)

区分	内 容
扶養手当	①配偶者：6,500円 ②子：10,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子についての加算：5,000円 ③父母など：6,500円 ※行政職給料表8級の者にあつては、 ①および③の支給額は3,500円
	賃貸住宅 ①家賃が27,000円以下の場合 家賃の月額から16,000円を控除した額 ②家賃が27,000円を超える場合 (家賃月額-27,000円)×1/2+11,000円 ※支給限度額：28,000円
地域手当	支給率 3% ※国の制度(支給率)6%

## 主な職員手当の状況(2)

単位：月分

区分	内 容			
	6月期	12月期	計	
期末手当 勤続手当 (令和3年度)	期末手当	1.275	1.275	2.55
	勤続手当	0.950	0.950	1.90 (職務上の段階、職務の級等による加算措置有)
退職手当 (令和3年度)	支給率	自己都合	応募認定・定年	その他の加算措置
	勤続20年	19.670	24.587	・応募認定退職 2~45%加算 ・一人あたりの平均支給額 自己都合：9,588千円 応募認定・定年：20,246千円
	勤続25年	28.040	33.271	
	勤続35年	39.758	47.709	
最高限度額	47.709	47.709		

※退職手当の支給割合は、紙面の都合上四捨五入しているものがあります。

※退職手当の1人当たりの平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額です。

## 特別職の報酬などの状況

区分	給料・報酬月額 (令和3年4月1日現在)	期末手当 (令和3年度支給割合)		区分	給料・報酬月額 (令和3年4月1日現在)	期末手当 (令和3年度支給割合)	
		6月期	12月期			6月期	12月期
市長 副市長	776,000円 608,000円	6月期	1.650月分	議長 副議長 議員	500,000円 435,000円 406,000円	6月期	1.675月分
		12月期	1.650月分			12月期	1.675月分
		計	3.300月分			計	3.350月分

※市長および副市長の給料は、20%減額後の金額です。

## 年次有給休暇取得の状況

(令和3年度)

・平均取得日数 12.9日  
・取得率 64.5%  
※育児休業取得者を除きます。

## 育児休業および介護休暇取得者数

(令和3年度)

・育児休業取得者 21人  
・介護休暇取得者 1人

## 営利企業等従事の状況

(令和3年度)

・承認件数…39件  
・従事内容…農林業：17件、その他：22件

## 公務災害補償の実施状況

(令和3年度)

・認定件数 3件

## 分限処分および懲戒処分の状況

(令和3年度)

### ●分限処分者

区分	処分者数(人)	区分	処分者数(人)
降任	0	休職	4
免職	0	降級	0
		合計	4

※分限処分とは、公務の能率の維持やその適正な運営の確保の目的から、勤務成績不良、心身の故障などのため職員が十分職責を果たせない場合に、職員の意に反して行う処分です。

### ●懲戒処分者

区分	処分者数(人)	区分	処分者数(人)
戒告	1	停職	0
減給	0	免職	0
		合計	1

※懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とした処分です。

**職員研修の実施状況**

(令和3年度)

研修区分	実施件数(件)	参加人数(人)
那須地区広域行政事務組合が実施する研修	18	219
栃木県市町村振興協会が実施する研修	22	49
大田原市が実施する研修	2	17
派遣研修(栃木県、茨城県大子町など)	1	2
合計	43	287

**職員の健康管理の状況** (令和3年度)

- 定期健康診断など  
実施回数 6回 / 受診者数 212人
- 人間ドックなど  
受診者数 360人
- その他の健診など  
B型肝炎抗原・抗体検査 17人  
歯科健診 112人

**不利益処分に関する不服申し立て、職員からの苦情、勤務条件に関する措置の要求の状況**

不利益処分に関する不服申し立て、職員からの苦情、勤務条件に関する措置の要求について、いずれも係属事案はありませんでした。

**職員の福利厚生(大田原市職員互助会)の状況**

【令和3年度決算額】

- 概要…大田原市職員互助会は地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の福利厚生事業を実施するため組織されたもので、職員などの掛金と大田原市などの交付金をもとに次のような事業を実施しています。
- 会員数…578人  
※令和4年4月1日現在。  
※会員数には公益的法人などの職員を含みます。
- 会員の掛金のみで実施している事業…給付事業(慶弔金や見舞金の給付)、駐車場事業(職員の駐車場使用料の一部助成)、地域奉仕活動、芸術鑑賞等助成、生涯学習助成、ボウリング大会助成事業(中止)、リフレッシュ宿泊助成、災害ボランティア活動助成、退職者送別会実施事業(中止)、国体ポロシャツ購入助成、市内飲食店支援助成

収入	科目	収入額(円)	支出	科目	支出額(円)
	会員掛金	6,301,775		給付事業費	3,218,440
	交付金	0	厚生事業費	14,781,913	
	繰越金	3,111,161	研修費	149,235	
	繰入金	4,729,400	事務局費	175,239	
	雑収入	7,113,762	予備費	0	
	合計	21,256,098	合計	18,324,827	

**職員の退職管理の状況**

本市では、「地方公務員法第38条の2及び第60条第4号から第7号」までの規定に基づき、「大田原市職員の退職管理に関する規則」を制定し、職員の退職管理の適正を確保するための措置に関し、必要な事項を定めています。

同法第38条の2第6項第6号に基づき、離職後に営利企業などに再就職した元職員は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業などまたはこの子法人と在職していた地方公共団体との間の契約等事務について、離職後2年間、職務上の行為をするように、またはしないように現職職員に要求・依頼することを禁止しています。

**手続きはお済みですか  
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金**

問 福祉課 本 3階  
TEL (23) 8707

給付金の対象となる世帯へ、6月29日に書類(確認書)をお送りしています。**返送期限は9月30日になります**ので、お済みでない方は手続きを早めにご確認ください。

- 対象世帯…令和4年6月1日時点で大田原市に住民登録があり、かつ、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯(令和3年度分の支給を受けた世帯は対象外)
- 返送期限…確認書に記載のある発行日から3か月以内

次に該当する方は、本給付の対象となる可能性があります。**給付金を受給するためには、申請が必要です。**対象となる要件や必要な書類などについては、下記までお問い合わせください。

- ▶令和4年6月1日(基準日)までの離婚によって、住民税非課税世帯となった方
- ▶配偶者やその他親族からの暴力(DV)などを理由に他自治体から大田原市に避難されている方で、住民票を大田原市に移すことができない方

問申 大田原市コールセンター  
TEL (23) 9321